

平成30年 6月 吉日

顧 客 各 位

福岡市中央区桜坂3丁目12番92号

行政書士高松事務所

行政書士 高松 隆史



当事務所へのご相談について

風俗営業許可申請及び関連手続きをお考えの顧客の皆様に対し、当事務所へのご依頼をご検討いただくための判断材料を提供することを目的として、オープン予定の店舗が決定しているなど具体的な依頼計画をお持ちの皆様に関し、ご相談を無料にて承ります。(以下「本サービス」といいます)

以下に、その概要及び基本方針、注意事項等をご説明いたしますので、必ず事前にご一読くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 業務のご依頼予定のない方に対するアドバイスやスポットの相談のみの業務は、本サービスの適用除外であり、この場合は通常の相談料（1回5,400円）を申し受けます。
2. 前号の規定は、具体的な依頼計画をお持ちの顧客であっても、当初から当事務所への依頼を検討しない方の当該業務に関するご相談について準用します。
3. 回答に調査又は考案等を要するものは有料相談扱いとし、本サービス実施中に当該相談を受けた時点で顧客の承認を得、以後の当該調査又は考案等に着手するものとします。
4. 相談料を頂いた場合、当該相談内容について、後日正式にご依頼を頂いた場合は、業務報酬額より相談料相当分を差し引き受任します。
5. 第2号の顧客がその意思を秘匿し本サービスを申し込み、不当に無料でアドバイスを受けたときは、違約金として、相談料同額の金額を請求します。
6. 本サービス予約後の予告なしキャンセルについては、迷惑料として、相談料同額の金額を請求する場合があります。(無料相談受入れにも経費がかかりますのでご理解ください)
7. 本サービスの提供は、顧客に当事務所への依頼を強要するものではありませんが、依頼するか否かの結論は、必ずお知らせくださいますようお願いいたします。

以上